

報道機関各位

青森県消費生活センター

火災保険を使って住宅修理をしないかと持ちかける業者に関する注意喚起について

県内の消費生活センターにおいて、火災保険を使って住宅修理をしないかと持ちかける業者に関する相談が急増しています。同様の手口による消費者被害の拡大を防ぐために、広く県民の皆様への注意喚起について御協力くださるよう、よろしくお願ひします。

記

1 これまでの相談件数

速報ベースで、令和5年4月1日（土）から7月31日（月）の4カ月間で計82件  
特に7月は、相談が急増している。

	4月	5月	6月	7月	計
令和5年度	13	18	14	37	82
令和4年度	1	1	1	2	5

2 消費生活センター別相談受付件数

県センター	青森市	弘前市	八戸市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市
19	32	1	24	1	3	2	0

3 手口の概要（詳しくは別紙を御覧ください。）

- 訪問または電話で「火災保険を使って住宅の修理をしないか」と勧誘される。
- 本来、保険の対象にはならない経年劣化による損耗でも災害による損傷だと偽って申請することを勧められる。
- もし、保険金が支払われたとしても高額な報酬を請求されるほか、中途解約した場合も高額な違約金を求められる。

4 消費生活センターからのアドバイス

- 火災保険を使って家を直せると勧誘されても、安易に判断せず、補修が必要な場合は自ら保険会社や代理店に連絡し手続きをしましょう。
- 災害で壊れたと偽って保険金を請求すると「詐欺」に該当する可能性があります。
- おかしいな、困ったなと思ったら、消費者ホットライン（局番なしの☎188）にご相談ください。



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
☎(Tel. Me)

報道機関用提出資料（連絡先）	
担当課	環境生活部 県民生活文化課 消費生活・公益法人グループ GM 神 智江 青森県消費生活センター 業務部 次長 林 博美
電話番号	内線 県民生活文化課 6412
	直通 県民生活文化課 017-734-9206 青森県消費生活センター 017-722-3348
報道監	環境生活部 次長 山舘 清章

## 【相談事例】

自宅に「屋根が壊れていたら火災保険で修理できる。屋根を見に行きたい」と電話があった。築50年近くの家で、長年火災保険を契約していたが、一度も保険金の申請したことはなかった。業者は、「火災保険で家の修繕もできる。営業担当者が訪問するので都合の良い日時を教えて欲しい」というので日時を指定した。家もだいぶ古くなり傷みが激しいので、保険で直せるなら助かると思った。約束の日、男性が一人で訪ねて来て、屋根を見ながら写真を何枚か撮影した。そして、「保険金が振り込まれても修理をするかしないかは自由。保険が下りれば、保険金額の35%を報酬として支払ってもらいが、残りの保険金は好きなように使って構わない」と火災保険申請代行依頼書を示しながら説明した。自己負担なく家の修理ができるという期待から、何の疑問も持たずに契約書に世帯主の母親の名前を記入して、申込みをした。

その後、妹にこのことを伝えると、「詐欺に加担することになるのではないかと。すぐに消費生活センターに相談に行こう」と言われた。

( 契約当事者 : 60代 女性 )

## 【消費生活センターの対応】

消費生活センターでは、同様の手口に関して消費者庁、国民生活センター、損害保険協会などが注意喚起している情報を提供し、契約者の意向を確認したところ、クーリング・オフを希望されたため、クーリング・オフをハガキで通知してもらうことにしました。同時に、センターから業者に連絡をし、クーリング・オフをする旨伝えたと、了承されました。

加えて、今後の勧誘をしないこと、相談者に関する個人情報を破棄してもらうようお願いしたところ、これらも了承され終了しました。

## 【ポイント】

火災保険を使って住宅の修理をしないかと持ちかける業者に関する相談が、令和3年度以降県内でも寄せられるようになりました。しかし、令和5年度に入って相談が急増し、7月までで、前年同期比の16倍を超える相談となっています。

これまでは、インターネット広告を見て、自ら申込みをする事例が多く見受けられましたが、最近では電話勧誘販売もしくは訪問販売が圧倒的に多くなっており、契約当事者の年代もほとんどが60代以上となっています。

**この手口の最大の問題点は、災害に起因しない経年劣化による損傷を災害と偽って保険金請求をするよう促す点です。このような虚偽の申請は「詐欺」に該当する可能性があり、不要なトラブルに巻き込まれるおそれがあります。**

また、**次の問題は、業者に支払う高額な報酬です。**悪質な事例では、支払われた保険金の35～40%を報酬として請求されるため、報酬を差し引いた保険金額では家を修理することが難しくなります。また、クーリング・オフ期間経過後に解約を申し出ると、違約金として保険金額もしくは修理の見積金額の50%を請求される場合があります。

そもそも、保険金の請求は契約者自身が保険会社に請求すべきものですし、サポートが必要であれば、担当の保険代理店にお願いできる場合もあります。

火災保険を使って住宅の修理をしないかと持ち掛けられても、安易に判断せず、修理が必要な時は、加入している保険会社に自ら問合せするようにしましょう。

少しでもおかしいと思ったら、お早めに消費者ホットライン ☎188 (いやや) に相談をお願いします。